

平成24年

第3回臨時会

会議録

(第1号)

平成24年 5月23日

平成24年第3回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 24 年 5 月 23 日 ( 月 ) 午前 11 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会 期 の 決 定  
日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定についての専決処分について  
日程第4 承認第1号 平成24年度一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認  
を求めることについて  
日程第5 議案第1号 町有財産の無償貸付けについて

◎ 出席議員 ( 1 2 名 )

|   |   |     |       |
|---|---|-----|-------|
| 議 | 長 | 打 越 | 東 亜 夫 |
| 副 | 議 | 室 井 | 正 行   |
| 議 | 員 | 小笠原 | 満     |
|   | 〃 | 薄 木 | 晴 午   |
|   | 〃 | 飯 田 | 隆 一   |
|   | 〃 | 萩 原 | 徹     |
|   | 〃 | 小笠原 | 淳 夫   |
|   | 〃 | 横 山 | 敬 三   |
|   | 〃 | 若 山 | 明 廣   |
|   | 〃 | 大 門 | 和 子   |
|   | 〃 | 小野寺 | 真     |
|   | 〃 | 小 林 | 栄 治   |

◎ 欠席議員 ( 0 名 )

◎ 出席説明者

|           |   |       |     |
|-----------|---|-------|-----|
| 町         | 長 | 濱 谷   | 一 治 |
| 副         | 町 | 長 谷 川 | 篤 篤 |
| 教         | 育 | 長 新 木 | 秀 幸 |
| 総 務 財 政 課 | 長 | 澤 口   | 純 一 |
| 政 策 推 進 課 | 長 | 田 畑   | 明   |

|          |       |
|----------|-------|
| 税務課長     | 清水直樹  |
| 健康推進課長   | 高橋勝則  |
| 町民福祉課長   | 金子登好  |
| 環境住宅課長   | 結城孝好  |
| 農林水産課長   | 福島平訓  |
| 追分商工観光課長 | 小田島良二 |
| ひのき荘     | 広島村   |
| 社会教育課長   | 木村晃   |

(議会事務局)

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 局長 | 書記 | 松尾 | 尾山 | 幸春 | 春徹 |
| 書  |    | 尾  | 山  |    |    |

開 会 11:00

(議長)

ただいまの出席議員数は12名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年・第3回江差町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。  
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、横山議員、萩原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会・委員長から報告がありました。

したがいまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、報告第1号 和解及び損害賠償額の決定についての専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第1号 和解及び損害賠償額の決定についての専決処分についてでござ

います。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成24年4月12日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長に説明させます。よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

「環境住宅課長」

**「環境住宅課長」** (補足説明)

議案の2ページをお開き下さい。私の方から和解及び損害賠償額の決定について、補足説明をいたします。

1 当事者、甲 江差町です。乙 江差町在住、A氏です。実名は控えさせていただきます。

2の事故概要でございますけども、(1)の平成24年4月4日午前11時30分頃において、甲が管理する港湾施設の外灯の基礎根元部分の金属が腐食し、強風に煽られ根元部分から折れたことにより、近くに駐車していた乙所有の車両に接触し車両右側後部に損傷を与えたものでございます。

(2)として、甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解する事で合意を得たものでございます。

3番の和解及び損害賠償額の概要でございますけども、(1)として甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が64,429円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補修するものいたしました。

(2)甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしないことで和解をいたしました。

以上で和解及び損害賠償額の決定につきましてご報告といたします。よろしくお願い致します。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

**「小野寺議員」**

専決処分については分かりました。このような事はこの何年間、繰り返しております。

更に、直接こういう損害賠償まで行かなくても、例えば町の関係で言えばいろいろあります。遊具古くて、言ってようやく撤去したとか、柵、言ってやっとな撤去したとか。

この2年3年、結構1年に1回2回聞いていると思うんですが、町の管理する部分で老朽化した施設の維持管理、若しくは台帳上きちっとその老朽状況の押さえなどがどうなっているのか、あらためてこの場でお聞きしたいと思います。

**(議長)**

「環境住宅課長」

**「環境住宅課長」**

ご指摘の通り、管理している我々とすれば公園だとか、今回は港湾施設という事で、たまたま老朽化した部分が折れたということで強風に煽られたということで、管理不十分と言われればそうかもしれませんけども、我々とするに常に現場確認しながらそういう事のない形で、今後も進めていきたいと考えています。遊具も含めて管理をする立場として連携をしながらまずければ直ぐ補修するとか、点検しながら進めていきたいと思いますので御理解をお願い致します。

**(議長)**

「小野寺議員」

**「小野寺議員」**

課長の所で全部が全部管理とはならない部分ありますよね、改めて江差町全体の部分でどのように考えているのか、今、結城課長ということになるのかどうなのかも含めてお聞きしたい。

**(議長)**

「副町長」

**「副町長」**

財産管理、あるいは公園管理としては主として、今の環境住宅課長が所掌している事務になります。現実的にはいろんな公園の遊具等で本来であれば撤去しなければいけないという、そういう遊具もあることも事実であります。きちんと調査した上、可能な範囲で安全性の確保に努めて参りたい。

(議長)

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

本案は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告第1号については、終結いたします。

日程第4、承認第1号 平成24年度・江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

町有地法面が崩落したため、被害の拡大防止措置を早急に講ずる必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことから、4月27日付けをもって専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

**「総務財政課長」**（提案説明）

それでは、説明申し上げます。

議案の5ページをお開き願いたいと思います。予算構成表で説明申し上げます。

事業名は「町有地法面応急対策」でございます。予算科目は、2款 総務費、5目の財産管理費で、節区分は「15節 工事請負費」でございます。補正額315千円でございます。財源は全額、繰越金を充当するものでございます。

内容は今、町長も説明がありました。町有地法面の崩落2か所について、隣接住宅の被害防止のため、緊急にシート養生、それから土砂撤去の応急工事を行う必要が生じたことから、専決処分により予算補正を行うものでございます。

箇所については、資料1に記載しております。いずれも陣屋町303番地の9内でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**（議長）**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

**（議長）**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議」なしの声）

**（議長）**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

承認第1号 平成24年度・江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、承認第1号については、原案のとおり承認す



ることに決定いたしました。

日程第5、議案第1号 町有財産の無償貸付けについてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。 「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第1号 町有財産の無償貸付けについてでございます。

旧日明小学校校舎跡地につきましては、新たな雇用の場の確保など公益上の理由から「社会福祉法人 江差福祉会」に対して無償で貸し付けをするものでございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」(補足説明)

それでは議案第1号の町有財産の無償貸付けに係る提案理由について説明させていただきます。議案は15ページ、資料の方はNo.2をご覧いただきたいと思っております。議案の方からいきますけども、

- (1) 貸付財産については、土地は田沢町419番地2のうち1,686.64㎡、及び419番地20の用地190.58㎡の合わせて1,877.22㎡でございます。
- (2) 貸付の相手は、社会福祉法人 江差福祉会 理事長 半澤節子氏でございます。
- (3) 無償貸付の理由でございますが、町長提案説明したとおり、町の支援対策として「無償貸付」を議決いただきたく、ご提案するものでございます。
- (4) 貸付期間は、建物を事業者である江差福祉会が社会福祉施設として建設を行うものでございまして、また機械の設備投資などを勘案し、平成24年6月1日から平成34年5月末日までの10年間とするものでございます。

先ほどの全員協議会に変更に至った経緯の中でも説明しておりますので、付け加える点を2～3点申し述べたいと思っております。

- (1) 1つ目は、用地には鉄骨平屋建てで、約 200 坪の施設が建てられる計画であります。
- (2) 2点目は、江差福社会さんからは、現時点での施設整備及び機械設備などで2億ちょっとの総額になるという事でお聞きしております。
- (2) 最後に、去る2月20日に臨時議会にて旧朝日校舎の利活用を無償貸付けする議決をいただいた今回、変更となったことに対しまして担当として深くお詫び申し上げます。

いずれにしましても製造ラインの早期増設は、事業者のみならず町としても早期に稼動するよう支援する考えのもと、計画変更の申し出から短期間の中で協議を重ね本日の提案となったところまでございまして、計画変更並びに本日の新たなお提案に対し、議員皆さまの深いご理解をいただきたいという風に思います。よろしくお願ひ申し上げます。

#### (議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。 「小野寺議員」

#### 「小野寺議員」

2つお聞きしたいと思うのですが、この日明及び朝日に関して言うと何年来ででしょうか。いずれにしましても紆余曲折と言うべきか。なかなか決まらなくて、それが何とかこの春トントン拍子でいくかなという部分はありました。

経過については先程おっしゃったとおり、議員協議会でお聞きしましたので、同じ事は聞きませんがただ1つとして、町として大丈夫だと思って、朝日。江差町の担当として大丈夫だと思って結果的に進めたのか。私これね、大きな責任があると思うんですよ。この間プロポーザルでそれからなかなかうまくいかなかったというこの何年間の中で、そもそも旧朝日の建物についてどのようにしっかりとした調査と言いますか、老朽状況と言いますか、結果あの春の時になったのか。改めてですね、変わりましたからという事だけで済ます問題ではないと思うんです。これから江差町まだまだきつと未利用地、建物も含めて色々な有効活用という事が出てくると思うんです。そういう意味では今回大事な江差町としての検証をしなければならぬんじゃないかなと思います。

まずその旧朝日の有効活用という事について、何が問題点があったのか。業者が問題点という事は考えられないんじゃないかなと思うんですけれども。まずこれが1つ。

もう1つ。日明の方。日明もこの間色々ありました。端的にお聞きしますが、

一番の問題であったのかも知れませんが、私よくわからないのですが。

土砂災害と危険指定区域の部分も含めて、この学校については結果的にはなかなか利用できないという事がありました。今回土砂災害と危険指定区域を外すという事で、ちょっとごめんなさい。私よくわからなくて。私はてっきり裏山がそういう部分で指定されていて、結局後背地で、建物だけじゃなくてこの用地全体も裏山の急傾斜地というか、崖崩落の危険性というか。だから建物だけじゃなくて、この敷地も含めて裏山も全部直さなかったら使えないのかなと単純に思っていたんです。多分私の間違い。

そうすると結果的には裏山の危険な部分についてはこの校舎の一部が影響するから、その校舎の部分を使わなかったら問題ないんだという事で、結果的に建物は一切使わないから問題ないんだという事になるのかもしれませんが、じゃあ大体これどうするのか。

もしくはちょっとよくわからないのですが、土砂災害と危険指定区域の部分についての対策を取らないで、該当ならないからその区域以外の敷地に新しく建設して事業としてやることについては一切問題無いという事でいいのか。その点ちょっと確認したいと思います。

**(議長)**

「政策推進課長」

**「政策推進課長」**

質問ございました旧朝日の活用の部分での何が問題なのか、こういうことでございます。

出来るだけ簡潔に申し上げますと、当然事業者含めて、それから事業者が依頼する設計屋さん含めて下見を含めてしてございます。私共当然してございませぬけども。半分は小野寺議員知っているとおり、緑の分権でも使ってる部分がございます。表現が少し相応しくないのかもしれませんが、こちらの校舎側の方、今使おうとする予定で議決を頂いた側の方については、先程議員協議会でも町長が一部申し上げたとおり、個別の部分を行いますと想定以上に改修費用がかかるという事で。金額だけを言いますと新築に近い金額が見積もられてきたと。その中身はと言いますと、一番の問題が相当あって、水回りの関係、トイレも直さなきゃない。それから屋根の雨漏り等もあると。こういった形でですね、色々積算をしていったら新築に近い額に相当するという事で実は経過でございました。

ですから私共も町の事業としてやるのであればもちろん我々も含めて、きちっとした壁を剥がしたりなんだりする事も含めてやらなきゃない訳ですが、緑

の分権含めて使った経緯を含めて、これ位の額で出来るだろうということの想定も含めて担当としても考えたところでございますけども。事業者も含めて、頼んだ設計屋さんも含めて、実際の所積算をしたらそういう結果になったという事でございます。

2つ目の土砂災害危険区域の範囲でございます。これも日明の校舎の方を簡単に言うと、校舎は土砂災害と危険区域の範囲に入っちゃっていると、簡単に言いますと。ですから一番最初の出発点は日明の校舎を使ってほしいんだというところからスタートしたのですが、それであれば災害弱者の施設は社会福祉施設としての認可は難しいという事で、朝日の方へ町としても江差福祉会に何とか学校跡地を使ってほしいんだと要請を含めて朝日の方に移行したと。

それがまた今の経過を含めて今度は校舎は使えない、日明に戻ってきても校舎は災害危険区域に入っていますので、社会福祉施設の認定は受けられないんですが。そのラインを外した用地はそれじゃあどの範囲だという事ですね、事業者の江差福祉会、それから振興局、我々町も色々と情報交換させて頂きましたけども、振興局の中で社会福祉課、旧土木現業所、建設指導課、林務課、そういう関係課集まったなかでですね、この用地の範囲内であればこれから建てようとする社会福祉施設については認定は可能と。こういう内諾を得た上で事業者が取り進める事になったと、こういう事でございます。以上でございます。

**(議長)**

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今の2つ目の方の課長のお話ですと、振興局と色々相談した中でという事は、後背地の危険地域で、結果的にはここの利用全体が使えない様な認識を受けていたという部分について、私自身がどの程度間違った情報もしくは不正確な私自身の思慮だったのかもしれませんが。それは別にして今の解答で言いますと、今後色んな法律で決まっているからそんなに別に選択肢なんて自由度がそんなに無いと思うんですけども。校舎をそのままにして敷地内であれば大丈夫というのは従来からそういう事で来ていたのかですね、そういう事だったのか、もう1回後段教えて貰いたい。

1つ目の方、正直私もちょっと聞いていますので、わからない訳ではありませんが朝日の方。わからない訳ではありませんが、緑の分権の事も色々聞いて

いましたので。わからない訳ではありませんが、ただし利活用という事を最終的に町としていいですよとハンコを押す以上はですね、一定の町として責任だっただけだと思っただけです。

先程地盤だとかトイレ、雨漏り等など、これはある程度客観的にわかっていたことではないのかな。つまり私はどうもあの時、ドタバタと決まったという印象が拭えないんですけども。その点しっかりと町として契約を進める部分において、技術的な金銭的な部分もしっかりと精査した中でのああいう判断だったのかという事が改めて教えて貰いたいなど。2つです。

(議長)

「町長」

「町長」

あすなろ学園の方の授産施設がですね、朝日の方から日明の方に変わった、或いは当時朝日の方に決めさせてもらった内容についてはですね、ご案内の通り、あすなろ学園の備蓄パンの工場が緊急性を要していたということですよ。

専門的な立場で当初から見た訳じゃなくて、あすなろ学園の方の職員とうちの職員と現地に行って、当初は日明学校跡地だったのですが、いわゆる土砂崩落区域の範囲であればまずいという事になって、道の方の許可を得なきゃならない。その時間的なロスが本来であればカバーしたいという思いで朝日に行った訳ですよ。言っている事わかりますか。朝日の方を専門的な建築の立場で、技術の立場で見た段階では食品を扱うという前提と、それから老朽化の問題と、地盤の問題を含めて、これは相当の時間を要する、そして費用も要する、こういう事から改めてもう一回江差町内でこの工場を持ちたいという意識の中で、日明学校の方にまた振られてきたと。その前提ではいわゆるこの土砂崩落のエリアを外したら、建てられるのか。これが道の方への認可の最重要課題だった訳です。

当初日明の学校を考えた段階では、後ろの校舎の方をこれを取っ払う予定であって。要するに土砂の方の関係も含めて、防護策を組まなければ駄目だとか、対応策を考えなきゃ駄目だとかいう事が多々ありつつ、その対応が大変だからという思いで朝日の方にくる訳であります。

朝日の方からこっちに来た段階では、その防波堤、土砂のエリアから外した部分ではどうなんだと、これを振興局と協議をさせてもらおうと。その結果振興局の立場からすれば、認められる範囲だろうという事で今回もこういう話になったということですから。必ずしも私達があっちにやって、こっちにやってという道筋をつけてきた訳ではない訳です。ただ基本的には何回も言います通り、

廃校地が2つあるものだから、その上でのどちらか江差町内でその生産活動をして欲しい。会社を立ち上げて欲しい。授産施設をつくって欲しいという事は私達の思いでもありましたから。その地域は施設の方の立場からすると、受け入れてくれた面からすれば、最大私達は評価をさせてもらいたいと思っております。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

結果的にはですね、そうしますと土砂災害と危険指定区域外の用地に建設するとはいえ、すぐそばですよ。そういう意味で土砂災害危険指定区域の部分も含めて何らかな災害対策ということがあるのか、しなくていいのか等々の道とのやり取りがあるのかないのか。そこら辺ちょっと経過もしあれば教えて貰いたいと思います。

(議長)

「副町長」

「副町長」

授産施設を設置するにあたって新たな災害対策工事を付加するという必要性はないし、道の方からもそういう指摘は受けてございません。

(議長)

「室井議員」

「室井議員」

簡潔に。町有財産の活用策について、基本的な考え方を聞きたいと思います。よろしいですか。

色々な町有財産を使ってほしいこの時にですよ、色々な条件を付けてですね、沢山やったら事業者誰も応募しませんよ。少しのものでもですね、やっぱり事業者がある程度使い勝手、採算性、そういうもの考えてね、やっぱり臨機応変に対応してやるのが基本的な考えだと私思うんですよ。今この町の現状見えますか。ここに来ては働く場所が無い、人口が減る、どうするんだと50名の人間が確保されるんですよ。他所の町に行くという話があったのを、江差でとやったのではないですか。気持ちよく貸してやるべきではないですか。

後はですね、行政が色々な法的な事は必要なら道と協議してですね、やらせていく。今あすなろ施設の事だけではないですよ。町の空いている建物、空き地、条件を多くしたら誰も活用しませんよ。その事をきちっともって対応して貰いたいと思います。簡潔でいいですから。

(議長)

「町 長」

「町 長」

室井議員の意識と私は同一です。ただ今回の場合についてはですね、絶対数条件をつけられるところか、あすなろ学園の方がですね、いわゆるこの江差町に建てて欲しいと私の方から要請し、近隣町でも一杯土地ありますから。そういう立場からするとですね、外に逃げる可能性はあった訳です。それを何とか江差町内でという事で、こういう方向になったという事です。

それと今後も町有財産、土地も建物もそうですけども、それらの事については、今室井議員おっしゃった様に、絶対的にそれらの事を踏まえつつ、町内で活用出来る方向性があれば、100%私達は支援してその活用策を図っていきたいと、このように思っております。よろしくをお願いします。

(議長)

いいですか。 「横山議員」

「横山議員」

まずこの日明などの跡地、或いは跡の施設をあれするのに、プロポーザル方式というものを前に話として、活用を探るとい、活用を募るとい事がありました。中々斬新な事だと思っただのですが。その時はまだこの後ろの崩落箇所とかそういう様なあれは無かったのですか。あったんですか。或いは気がつかなかったのか。その事がまず1つ。

それから朝日の方についても同じことですね。所謂そういう設計とか色々かかるには相当の事業者の方が金が掛かった事だと思いますが。それについては事前にこちらの方で、江差町の方で察知出来ていなかったのか、あったのかどうか。

それと、もう1つは特に日明の影の方の、今の校舎の方ですね、旧校舎の方。これはどうするつもりなのか。取り壊すのか。或いは何かの施設に、これ使えない施設になった訳ですね。例えば今回の加工場の方でも使えない施設になる訳ですね。ですからそうなのか。特にあそこの体育館はまだ使っているんじや

ないですかね。日明の方は。使っていませんか。朝日は使っていますか。だから日明の方の校舎などについてはどうするつもりか。それから朝日の緑の分権で使っている方以外の部分はどうするつもりなのか。

(議長)

「政策推進課長」

「政策推進課長」

プロポーザル開始が平成19年で、2月の臨時議会で朝日の無償貸付けの議決を頂いたときに私もお答えした通りだと思いますが。19年からやって来たけども、具体の応募が無いので、今回こういう形で江差福祉会さんにと。それ以降は普通財産のプロポーザルではなくて、普通財産の通常の貸し付けでやっていきますと。こういう答弁を申し上げたと思います。

それからプロポーザルやる時点で崩落の関係の部分、承知、把握の仕方の部分だと思います。実はこの土砂災害と警戒区域の部分については当然把握しておりました。それで少し具体的に申し上げますと、当初はこのプロポーザルの中身については、初めから福祉施設で応募したという事ではございません。どういった工場を含めてですね、社会福祉施設だけを応募しているという意味ではございませんので、工場とか何とかというのは、現在のこういう災害危険区域に入っているですね、言わば工場とかそういったものについては校舎使えるという事なんです。言いたい部分は弱者、災害弱者を入れる社会福祉施設としての認可は出来ないと。こういう事でございますので、改めてそれ以外の通常の加工場が出来るのか、そういう工場たるものについては、校舎等については使えるという事でございます。

朝日の校舎について、事前の察知出来なかったのかという事でございますけども、先程町長も申し上げた通り、そういう経過で実際に積算していったら新築に近い額含めてですね、そういう総額が出た関係で、また日明の方に戻ったという事ですので、改めて私からまたご答弁するあれもないのかなという風に思っています。

3点目この日明校舎の活用、言わば解体するのかどうかという絡みも含めてだと思いますが、一番目に申し上げた通り、社会福祉施設としては活用は出来ませんが、その他の使用は可能でございます。ですから今の段階では、解体等の計画は現在もってございません。以上でございます。



(議長)

いいですか。「横山議員」他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第1号 町有財産の無償貸付けについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件については、すべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年・第3回江差町議会・臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

閉 会 11:50